

令和3年6月号

オ・ツと通信



**広告を見て申し込んだときの
複数購入や定期購入の勧誘にご注意!**



*新聞広告を見てサプリを1本注文したら、3本定期コースを勧誘された。広告では単品、特別価格の表示だけだったのにとの相談が寄せられています。

ひとつと助言

- 広告を見て注文の電話をしたときに、複数本購入や定期購入コースを勧誘されたら、一旦注文をやめて、本当に必要かを確認しましょう。
- ほとんどの場合、最初の1本は安価でも2本目からは高額となります。支払い金額をきちんと確認しましょう。
- 広告を見て注文した時は、通信販売になり、クーリング・オフが適用されません。注文する時には広告内の返品・返金特約等をしっかり確認しましょう。

商品購入で困ったときは、

消費生活センター(5604-7055)にご相談ください。